

平成 9 年 9 月 30 日 制 定（空航第 715 号）
令和 5 年 12 月 22 日 最終改正（国空安政第 1877 号、国空無機第 204041 号）

航空局長

地方航空局における場外離着陸許可の事務処理基準

航空機が飛行場以外の場所（以下「離着陸場」という。）において離陸し、又は着陸する場合の航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 79 条ただし書の規定による許可事務のうち、航空運送事業の用に供する航空機に係るもの及び構築物において離着陸する航空機の事務処理基準は次のとおりとする。

（1）申請

1

（1）申請は、当該離着陸場のある場所を管轄区域とする地方航空局長（以下「管轄地方局長」という。）に対し、所定の事項を記載した飛行場外離着陸許可申請書（以下「申請書」という。第 1 号様式）を提出することにより行わせなければならない。

（2）（1）の規定にかかわらず、垂直離着陸飛行機又は回転翼航空機に係る申請であって、緊急を要するものについては、以下の区分によりファクシミリ又は電話により申請させることができる。

a ファクシミリによる申請

- ・事故及び災害に際して緊急に支援活動をする必要がある場合
- ・事故及び災害の報道取材のため緊急を要する場合
- ・公的業務遂行のため緊急を要する場合
- ・その他特に緊急を要する場合

b 電話による申請

- ・「事故及び災害」が災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号の「災害」にあたる場合又はこれに類する場合で、かつ、緊急に支援活動をする必要がある場合
- ・緊急着陸後の再離陸を行う場合

　b の場合にあっては、氏名、使用機材、飛行目的、離着陸の場所、その周辺状況等を記録簿（第 2 号様式）に記録するとともに、速やかに申請書を提出させなければならない。

　また、緊急着陸後の再離陸を行う場合は、事後に再離陸に至った状況を報告させなければならない。

（3）（1）及び（2）の規定にかかわらず、災害対策基本法第 24 条第 1 項に基づく非常災害対策本部が設置された場合、同法第 28 条の 2 第 1 項に基づく緊急災害対策本部が設置された場合その他航空局長が必要と認めた場合については、別に定める災害時に救援活動を行う航空機に係る許可手続等に関する処理要領（平成 23 年 10 月 20 日付、国空航第 305 号）に従うものとする。この場合であっても、必要事項を（1）～（2）b に定める記録簿に記録するとともに、後日申請書を提出させなければならない。

（4）管轄地方局長が東京航空局長と大阪航空局長の双方にわたる場合には、調局長に対して申請

(2) 安全対策等の要件

安全対策としては、次の措置が講じられていなければならない。なお、騒音、砂塵等による被害のおそれもあるので地元の了解を得るよう指導することが望ましい。

a 標識等の設置

(a) 飛行機（垂直離着陸飛行機を除く。）の用に供する場合	離着陸地帯には、離着陸を行う飛行機が明瞭に視認できる滑走路中心線標識、滑走路末端標識及び滑走路縁標識が設けられ離着陸地帯の近傍に風向指示器が設置されていること（ただし、設置することが若しく困難である場合にはこの限りではない。）。
(b) 回転翼航空機（マルチローターを除く。）の用に供する場合	離着陸地帯には、離着陸を行う回転翼航空機が明瞭に視認できる離着陸地帯の境界線を示す標識及び接地帯標識（(1)b(a)イ及びウならびに(1)b(b)イ（イ）に規定する場合に限る。）が設けられ、離着陸地帯の近傍にできる限り風向指示器が設置されていること（ただし、設置することが不可能又は若しく困難である場合にはこの限りではない。）。 夜間において離着陸する場合には、灯火施設を別表1のとおり配置及び点灯すること。ただし、(1)b(a)ウに規定する場合にあっては、境界灯は接地帯の周囲に配置すること。
(c) 垂直離着陸飛行機又はマルチローター	離着陸地帯には、離着陸を行う垂直離着陸飛行機又はマルチローターが明瞭に視認できる離着陸地帯及び接地帯の境界線を示す標識が設けられ、離着陸地帯の近傍にできる限り風向指示器が設置されていること。（ただし、設置す

別表1

名称	設置の基準	配置	幻光等	光度等
飛行場 灯台	周囲の状況から位置の確認が困難な場合に必要。	離着陸地帯の周辺であって、光柱が離着陸する航空機の旅客とならない位置に、当該灯火が光源の中心を含む水平面から上方全ての方向から見えるように設置すること。	飛空白の閃光。 閃光は、0.8秒の間に0.5ミリ秒以上2ミリ秒以下の閃光を等間隔に4回繰り返し、1.2秒間休止するものであること。	実効光度 2,500 カンデラ以上。
航向灯	必要。	離着陸地帯の周辺に、夜間において少なくとも300mの上空から航向指示器の指示する方向が明瞭に確認できるような照明を有するものを設置すること。航向指示器は、長さ2m以上、径0.6m~0.2m以上であること。		
基陸区域 報明灯	①植栽物上の場合は必要。 ②進入方向が交差する場合で、2方向の離着陸地帯を包括する区域の強度が一定でない場合に必要(図1)。	離着陸地帯の周辺であって、航空機の航行に障害とならない場所に設置すること。	飛空白の不動光。	離着陸地帯の中心における法線照度 10 ルクス以上。
境界灯	必要。	離着陸地帯の境界線から1.5m以内で15m以下のほぼ等間隔に8個以上設置すること(図2)。 2方向の離着陸地帯の場合、包括する矩形に同様に設置すること(図3)。	飛空白の不動光で、光源の中心を含む水平面から上方最小限30度までの全ての角度から見えるものであること。	10 カンデラ以上。
境界 誘導灯	①周囲の状況から進入方向の確認が困難な場合に必要。 ②進入方向が交差する場合に必要。 ③進入方向が一方向のみの場合に必要。	①離着陸経路と離着陸地帯の境界線とが交差する付近から6m以内でその経路に直交する直線上に離着陸経路に対し対称に3m以下のほぼ等間隔に3灯以上設置すること(図4)。 ②交差する進入経路の場合、片側に3灯以上、他の側に5灯以上設置すること。 進入側の離着陸地帯の境界線から6m以内に設置すると、包括する矩形の境界灯の内側となる場合には、当該境界灯から外側1.5m以内に設置すること(図5) ③一方向進入の場合、その方向のみに3灯以上設置すること(図6)。	飛空白の不動光で、光源の中心を含む水平面から上方最小限30度までの全ての角度から見えるものであること。	境界灯の光度の50%以上。
点灯の 基準	着陸予定時刻の1時間前に点灯の準備をし、当該着陸予定時刻の少なくとも10分前に点灯すること。ただし、緊急に点灯する必要がある場合は、この限りでない。 離陸した時は離陸後少なくとも5分間は点灯を維持すること。			

図1

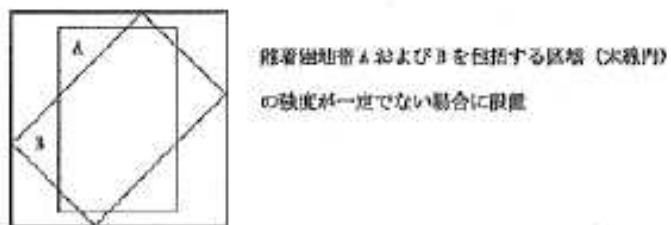


図2



図3

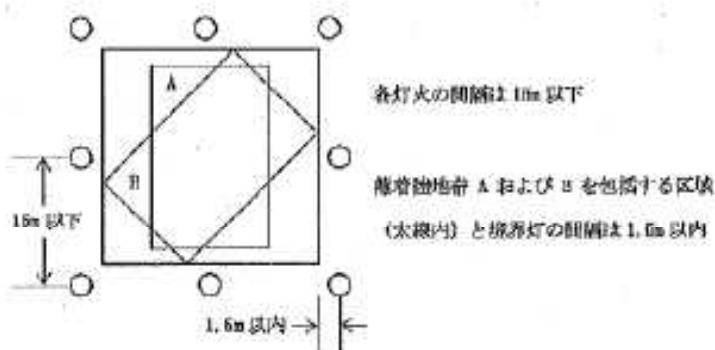


図4

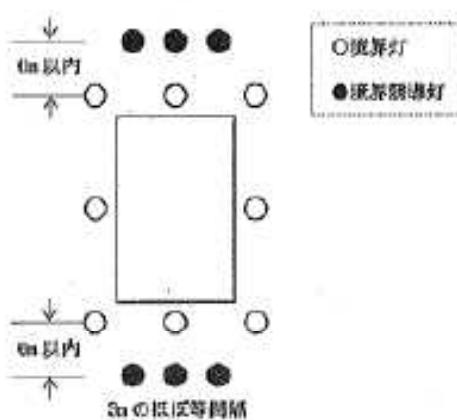


図 6

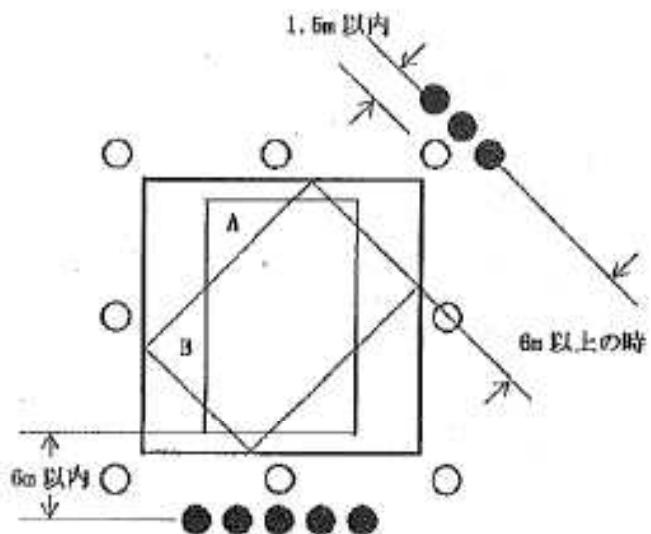


図 6

